一般的差別禁止規定（参考資料）

2014.8.4　甲南大学　中井伊都子

・フィンランド

　2004年無差別法

　「年齢、民族的もしくは国民的出身、国籍、言語、宗教、信条、思想、健康、障がい、性的志向もしくはその他の個人的特性」により差別されない。（6条1項）

　「差別とは、①直接差別、②間接差別、③ハラスメント（意図的にもしくは事実上、ある個人もしくは集団を脅迫、敵意、侮辱、屈辱または攻撃的環境を作ることによりその尊厳もしくは品位を傷つけること）、④差別の指示もしくは命令」（6条2項）

<http://finlex.fi/en/laki/kaannokset/2004/en20040021.pdf>

・スウェーデン

　2008年反差別法

　「性別、トランスジェンダー、民族、宗教またはその他の信条、障がい、性的志向、年齢」による差別の禁止（第1条）

　　差別とは、「直接差別、間接差別、ハラスメント、セクシャルハラスメントおよび差別の指示」をいう。（第4条）

　職場、教育、労働市場、起業、会員資格、医療・福祉、保険、兵役、

　報復の禁止（第2章）

<http://www.do.se/Documents/om-do/discrimination-act-2013.pdf>

・フランス

　2008年差別禁止法

　「民族または人種によって、とくに社会保障、医療、福利厚生、教育、財およびサービスへのアクセスまたはその支給において差別があってはならない」

　「民族または人種、宗教、信条、年齢、障がい、性的志向または性別によって、とくに労働組合または職業組織への加入、最四、雇用、労働条件および昇進において差別があってはならない」

　「妊娠していることまたは母親であること（産休取得を含む）によって、いかなる差別もあってはならない」

　「性別によって、とくに財およびサービスへのアクセスまたはその支給において差別があってはならない」（第2条）

　差別告発者の保護（第3条）

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000018877783>

・カナダ

1985年カナダ人権法

　「差別禁止事項は、人種、民族的エスニック的出身、皮膚の色、宗教、年齢、性別、性的志向、婚姻の状況、家族の状況、障がい、犯罪歴」（第3条1項）

<http://laws.justice.gc.ca/PDF/H-6.pdf>

・イギリス

　2010年平等法

　「以下の特徴を保護すべき特性とする。年齢、障がい、性適合、婚姻および同性婚、妊娠および出産育児、人種、宗教または信条、性別、性的志向」（第4条）

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/15/contents>

・ニュージーランド

　1993年人権法

「差別禁止事由とは、性別、婚姻形態、宗教的信条、倫理的信条、皮膚の色、人種、民族的出身または出身国、障がい、年齢、政治的意見、雇用状態、家族形態、性的志向」（第21条）

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1993/0082/latest/DLM304212.html>

・ドイツ

　2006年一般平等取扱法

「人種・民族的背景、性別、宗教・世界観、障がい、年齢または性的志向を理由とする不利益な取り扱い」を「労働関係の開始から終了に至るまで禁止する」

<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/agg/gesamt.pdf>

2014年7月23日　自由権規約第6回日本政府報告書審査の結果採択された最終見解

11.　日本政府は、性的志向や性別（gender identity）を含むすべての事由に基づく差別を禁止する包括的な差別禁止法を導入して、差別の被害者に実効的で適切な救済を提供すべきである。

12.　日本政府は、差別、敵意あるいは暴力を引き起こすような人種的な優越もしくは憎悪を唱道するすべての宣伝活動を禁止すべきであり、そのような宣伝を行うことを意図したデモを禁止すべきである。